茸島区農酪条例

1. 牧場は種類関係なく区営以外禁止とする。
2. 区営牧場は、立ち入るには許可が必要。
   1. 立ち入る許可を得るためには、以下の条件が必要。
      1. 正当かつ理に適う理由があること
      2. 区営牧場および牧場で飼育している動物に損害を与えないこと
      3. 農酪局の上級職員[[1]](#footnote-1)の許可があること。
   2. 立入には以下の行為が必要。
      1. 以下に定める者の立会
         1. 農酪局の上級職員
         2. 電車君サーバー管理者・管理人
         3. 茸島区職員
      2. 許可証の提示
   3. 許可証については、指定日時が過ぎたものは無効とする。
3. 畑は、種類関係なく耕作面積64平方メートルを上限とする。
4. 茸島産の革/牛肉/ステーキの販売は区営商店以外では禁止する。

1. 局長、副局長、農酪局理事会理事。 [↑](#footnote-ref-1)